

「児童ポルノ禁止法改正案」の成立に断固抗議する

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会
一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

本日、「児童ポルノ禁止法改正案」が、参議院本会議で可決、成立した。

「児童ポルノ」の定義が依然曖昧なまま、「単純所持」が禁止されたことは、児童保護という本来の目的から大きく逸脱し、表現規制に繋がる危険性があり、到底容認できない。

もとより、「性的虐待を受けた児童の記録」が厳しく取り締まられるべきであることに、異論はない。

だが、いかようにも解釈できる定義、そして「児童ポルノ」という誤解を招きやすい呼称のまま、こうした規制強化が実施されれば、本来、失われるべきではない表現や出版物までもが失われてしまう恐れがある。

自由な表現は、表現されたものを所持する自由があつてこそ、はじめて成立する。その自由をいたずらに脅かし規制することは、出版文化のみならず日本の活力をも奪いかねない。

また、依然として「児童ポルノを製造・所持・運搬」する行為も処罰の対象となっており、出版流通システムに多大な影響を及ぼす危険性さえある。

十分な審議が尽くされないまま、改正案が衆参両院で可決、成立したことに断固抗議する。

以上

2014年6月18日